

請 願 番 号	請願第9号
件 名	所得税法第56条の廃止を求める請願
受 理 年 月 日	平成29年9月5日
紹 介 議 員	井深正美、原 菜穂子、堀田信夫、松原徳和、服部勝弘、 田中成佳、高橋和江
付 託 委 員 会	総務委員会
<p>(請 願 要 旨)</p> <p>中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられている。しかし、日本の税制は、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)と規定する所得税法第56条により、家族従業者の「働き分(自家労賃)」を必要経費として認めていない。</p> <p>家族従業者の「働き分」は、事業主の所得となり、配偶者の場合は86万円、配偶者以外の家族の場合は50万円が控除され、最低賃金にも達していないことから、家族従業者は社会保障及び行政手続等において不利益を受けている。</p> <p>政府は、「青色申告を選択すれば給料を経費に算入できる」(同法第57条)としているが、税務署長への届け出及び記帳義務等の条件が付与されており、申告の仕方により納税者を差別するものである。しかも、2014年から全ての中小業者に対して記帳が義務化されたことから、同法第57条による差別は認められない。</p> <p>家族従業者の人権を認めない同法第56条の廃止を求める意見書は、全国で400以上の自治体において採択されている。第4次男女共同参画基本計画には「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」と明記され、また、世界の主要国では、家族従業者の「働き分」を必要経費として認めている。また、2016年3月に国連女性差別撤廃委員会は、「所得税法第56条が家族従業女性の経済的自立を妨げていること」を懸念し、所得税法の見直しを日本政府に勧告したところである。</p> <p>以上のことから、下記事項について請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 所得税法第56条を廃止するよう、国に意見書を提出すること。</p>	
付 託 年 月 日	平成29年 9月20日(水)
審 査 結 果	平成29年 9月27日(水) 不採択